

東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準

(目的)

第1条 日本行政書士会連合会会則第2条に従い、品位の保持と事務所の安定を期し、もって依頼人の信頼に応えその利便に供するため、この指導基準を定める。

(構造等)

第2条 事務所の設置にあたっては、業務取扱上の秘密を保持しうるよう明確な区分を設けるとともに、他人が容易に侵入できない構造でなければならない。

- 2 事務所の管理に責任を持ち、正常な利用、運営を図らなければならない。
- 3 事務所は、不特定多数人に認識され、その依頼に応じられるよう適当な場所に設置しなければならない。なお、変更登録申請の場合は、行政書士事務所であることを明らかにした表札を掲示していなければならない。
- 4 事務所の防火及び消火の設備を確保するよう努めなければならない。
- 5 事務所の内外装は、品位を保持しうるよう配慮しなければならない。

(設備)

第3条 事務所の設備は、概ね次のとおりとする。

- 1 接客スペース及び事務スペースがあること
- 2 照明及び第3号③④⑤記載の機器を作動させるための電源設備、及び通信回線設備
- 3 備え付ける備品は
 - ①事務用机・椅子
 - ②書類等保管庫（容易に移動できないもの、鍵がかかるもの）
 - ③固定電話
 - ④プリンター、FAX、コピー機等
 - ⑤パソコン・ワープロ等
 - ⑥用紙、事務用品等収納庫または収納棚
 - ⑦業務用図書および図書棚

(申請の留保)

第4条 会長は、この基準を満たしていないと思料するときは、当該登録申請を留保することができる。

附則

(施行期日)

- 1、この指導基準は、平成24年11月28日から施行する。